

教育委員会定例会会議録

令和2年4月16日（木）

教育委員会定例会会議録

令和2年4月16日午後3時00分教育長竹内清が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室に招集した。

1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 竹内 清 委 員 赤坂雅裕 委 員 城田禎行
委 員 大森美保子 委 員 伊藤甲之介

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 前田典康	教育推進部長 白鳥慶記
教育指導担当部長 吉野利彦	教育総務課長 島津 順
教育施設課長 鈴木嘉朋	学務課長 藤木徹也
教職員担当課長 工藤裕一郎	教育政策課長 小池吉徳
学校教育指導課長 力石裕司	社会教育課長 瀧田美穂
小和田公民館担当課長兼館長 鈴木俊也	鶴嶺公民館担当課長兼館長 三井優子
松林公民館担当課長兼館長 菊池 修	南湖公民館担当課長兼館長 生川彰博
香川公民館担当課長兼館長 鈴木 朗	青少年課長 関山知子
体験学習センター担当課長 松下晃久	図書館長 佐藤 勇
教育センター所長 高橋 励	

3 会議の概要は、次のとおり。

午後3時00分開会

○竹内教育長 それでは、ただいまから4月定例会を開催いたします。

日程第1 教委議案第17号茅ヶ崎市教育基本計画（素案）について及び日程第2 教委議案第18号茅ヶ崎市教育基本計画（素案）のパブリックコメント実施についての以上2件は関連がありますので、一括して議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育政策課長 日程第1 教委議案第17号茅ヶ崎市教育基本計画（素案）について及び日程第2 教委議案第18号茅ヶ崎市教育基本計画（素案）のパブリックコメント実施について、2件につきまして教育政策課からご説明いたします。

議案書の1ページから5ページ及び別冊資料1、茅ヶ崎市教育基本計画（素案）を併せ

てご覧ください。

本2案は、茅ヶ崎市教育基本計画（素案）を決定し、パブリックコメントを実施するため提案するものでございます。

別冊の資料1をご覧ください。茅ヶ崎市教育基本計画（素案）についてご説明をいたします。

2枚おめくりください。第1部となります。教育基本計画について、第1部では、教育基本計画の策定趣旨や教育を取り巻く施策の動向、現行計画の振り返り、教育大綱に示しました教育基本計画の基本理念、基本方針、重点施策をまとめております。

1枚おめくりください。2ページをご覧ください。計画策定の趣旨につきましては、平成23年3月に現行の教育基本計画を策定し、28年2月に改訂をしていること、今後の10年間も教育行政が計画的に取り組むべき事項があること、現行計画が目標年次を迎えることを踏まえ、次期の茅ヶ崎市総合計画と整合を図りながら次期教育基本計画を策定することを記載しております。

3ページから5ページにかけて、教育を取り巻く施策の動向です。現行計画策定から10年間、その間に超高齢社会、働き方改革などの社会変化に対して様々な分野で取組が始まっています。その例として、高齢者の多様な生きがいつくりの支援、多世代が共生するまちづくり、子どもの未来応援対策の推進、4ページ、5ページに国際的な持続可能な開発目標に関する取組を記載しております。

6ページから10ページにかけて、前計画の振り返りです。6ページから7ページ上段にかけて、前計画を検証し、次期計画への反映について、現計画の基本理念を継承しつつ教育を進めるために、それぞれの立場や力を生かし、支え合うこと、人格の完成に向け、学校教育と社会教育がより一層連携を深めるとともに、教育施策の展開には市長部局との連携を重視し、政策ごとに市長部局との連携を位置づけることなどを記載しております。

7ページから10ページにかけて、学校教育、社会教育、教育行政について、前計画の主な取組と課題を整理いたしました。

11ページにお進みください。計画の範囲と位置づけを、12ページには計画期間を令和3年度から10年間にすること、13ページに計画全体の体系図を記載しております。

14ページから17ページは、教育大綱の基本理念、基本方針、重点施策を記載しております。基本理念を「学びあい 育ちあい 支えあう 茅ヶ崎の教育を創造する ～豊かな人間性と自律性をはぐくむ～」とします。基本理念の下に3つの基本方針と8つの重点施策

を定めています。教育大綱の内容と同様となりますので、説明は省略させていただきます。

めくっていただきまして、第2部となります。基本方針別の施策となります。

めくっていただき、20ページをご覧ください。20ページから26ページまで、基本方針1で取り組む学校教育に関する施策を記載しています。政策1、児童・生徒の資質と能力をはぐくむための授業づくりと学びを支える体制の構築です。まず、現況をグラフデータなども交えて記載しております。

22ページをご覧ください。政策1で取り組む施策を重点施策も含めて記載しております。ここでは、コミュニティ・スクールの導入、GIGAスクールなどICT環境の整備、特別支援学級の全校設置とインクルーシブ教育の推進などの施策を挙げております。

23ページをご覧ください。教育行政と様々な分野との連携を深めることが重要と考え、本計画より施策ごとに市長部局との連携を記載しております。その下に、政策の効果を確認するための指標を挙げています。この指標により効果の検証を行います。

以下24ページから44ページまで、政策2から政策7まで同様の形態で記載をしております。

45ページにお進みください。第3部は、計画の進行管理です。

1枚めくっていただき、46ページから48ページをご覧ください。本計画の進行管理は毎年度実施する教育委員会の事務の点検・評価と一体的に実施し、その結果を中間見直しや次期計画の策定に活用します。進行管理は政策の単位で行い、実際に行った施策の内容や過去数年間の指標の値の変化などから政策の成果や改善点を検証します。

49ページ以降は資料編となります。

ただいま説明いたしました本資料を茅ヶ崎市教育基本計画（素案）として決定し、令和2年4月28日から5月27日までパブリックコメントを実施して、市民の皆様からご意見をいただくこととしております。パブリックコメントの応募資格、応募方法、提出いただいたご意見の取扱いは、議案書4ページに記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○赤坂委員 学校教育指導課長に質問いたします。

基本計画の15ページに「未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実」とありまして、下の

ほうの文章に「児童・生徒の『確かな学力』『豊かな人間性と自律性』『健やかな体』をはぐくみ、自分の人生や未来の社会を切り拓くための『生きる力』を伸ばします。」とあります。この内容は本当にいいと思うんですが、ただ、休校措置が取られている今現在、生きる力を育むというのは非常に難しいのではないかと。しかも、まだ休校措置がひょっとしたら長引く可能性もある。そんな中で、子どもたちの生きる力を育むためにどうしたらいいというお考えはありますか。

○学校教育指導課長 今、3月の臨時休業に引き続いて、4月6日、7日は学校現場の先生方の協力も受けながら、始業式、入学式を短縮しながら実施することができましたが、全国的な状況も踏まえて、また4月から臨時休業に入っているところでございます。併せて緊急事態宣言も出される中、今後、当初の予定どおり5月7日に再開できるかどうかにも心配されるところでございます。

その中で、教育委員会といたしましては、やはり子どもたちの安全を第一に考えての臨時休業ではございますが、心のケアの部分と学習支援、学習保障というところが一番の課題だと考えております。現在は、この状況が落ち着いたところでの5月7日の再開、または延長した中で6月1日、7月1日、また、最悪のケースとしては夏休み前まで再開することができない、それぞれの段階を想定して、その期間に実施できなかった授業時数のカウントも含めて対応を検討しているところでございます。

具体的には、まず、学習保障というところでは夏季休業の期間の見直し、土曜授業の実施の可否、行事の中止、延期も含めた精選、クリアしなければならない課題は多くありますが、学校現場とも連携を図りながら、子どもたちにとって一番いい形を探ってまいりたいと思います。特に、一時期は地域の学習塾等もこの状況の中でも実施している中で、経済格差による学力格差というのも今後大きく心配されるところです。また、中学校3年生だけではないですが、特に中学校3年生、高校受験を考えたときの学習保障というのも、今後、学校がしっかりと対応できるように、先生方への支援というところでは、教育委員会がリーダーシップを取ってやっていかなければならないと考えております。

○赤坂委員 今、4月16日段階で、現場の先生方が困っているということは何かありますでしょうか。

○学校教育指導課長 現場の先生方については、学童保育だけでは対応し切れない、例えば医療従事者であるとか、こういう状況下においても働かざるを得ない、自宅で子どもたちを見守ることできない家庭への支援として、緊急受入れを実施しております。しかしな

がら、教職員も小さな子どもたちを抱えたり、自分の家族を守らなければいけない、受入れをすれば感染のリスクももちろん高まる中で、先生方にもお願いしているところもあります。あわせて先生方は、教員として、先ほどお話も出ましたが、子どもたちへの学習保障、また行事の精選が行われれば、子どもたちが学校において本来であれば体験できる感動であるとか、そういったものについても、どうやって保障していこうか、そのような現場の声というのは、こちらのほうにも届いております。そのような声にも耳を傾けながら、今後、その状況の中でできる限りの支援を進めてまいりたいと考えております。

○赤坂委員 よく分かりました。よろしくお願いします。

○竹内教育長 ほかにいかがでしょうか。

○伊藤委員 1つは、働き方改革という言葉が出てくるかと思うんですけれども、私は何回も言っているんですけれども、やはり教員の本来の業務かどうかということも考えていかなければいけないのかなと。本来の業務じゃなかったら、それは誰か別の方に、そのためにはお金がかかってくるわけなんですけれども、そういうことも考えなきゃいけないんじゃないかなというふうには思うところです。

それから、もう一つは、今も学習保障という言葉が出てきたと思うんですけれども、その中で、行事の精選というのは、私は慎重にしたほうがいいんじゃないかなというふうには思うところなんです。特別活動というのは、子どもたちにとっても非常に大事な活動になると思いますので、そればかりを精選していくというのはどうなのかなという気はちょっとしているところです。同時に、今度、教育内容のほうの精選というのをする必要が出てくるのかなと思うんですけれども、その辺は具体的に何か検討委員会をつくっていか、とか、そういう取組はあるのでしょうか。要するに、精選というのは物すごく大事なことをとにかくやりましょうと、それから、これを知らないとか次が分からないというものはっきりさせて、そこはきちんとやりましょうということだと思えるんですけれども、そういうことを取り組まれているかどうか。

もう一つは、入学試験とかに関係するような学年のお子さんの教育、評価ができるようなことの検討をされているかどうかということをお尋ねします。

○学校教育指導課長 まず、行事の精選と、例えば学習評価によって、これはそれぞれ何の教科が重要視されて、重要視しなくていい教科があるという問題ではないと思います。例えば、今、最後に評価の話、受験の話も出していただきましたが、受験に関する科目だけが重要であって、ほかはそうではないというところでもないと思います。しかしなが

ら、今後、どこまで臨時休業が進むのか、どれだけその期間、授業時間が削減されるのかというところにもよるとは思うんですけども、これは茅ヶ崎だけの問題ではなく、まして日本だけの問題でもない、全世界で起きている問題の中で、今年度、子どもたちのためにできることというのを何か探っていかなければいけないと感じております。

その中で、今、市としても、教育委員会の方は子どもの教育と保育というところで対策チームも立ち上がりました。関係課からの代表が集まりまして、学校教育としては、先ほど言った子どもたちの心のケアと学習支援、このあたりで関係課が連携しながら学校支援、子どもたちへの支援につなげていかなければいけないというふうに感じております。今、ご指摘いただいたところも、しっかりと課のほうにも持ち帰りまして、早急に検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○教育政策課長 働き方改革は、委員のおっしゃるとおりだと思っております。これ自体が基本計画ですので、詳細までは書き込んではおりませんが、この基本計画の中でしっかり働き方改革をするんだということを示し、具体的な業務の検討の中で進めさせていただきたいと思っております。

○伊藤委員 16ページとかに教育環境の充実とかということも書いてあるんですけども、小学校、中学校を訪問する中で、それぞれの学校が校長先生の方針を理解し、みんなが協力しているという状態だというふうに私は思うんです。ですから、茅ヶ崎市の中では「チーム学校」ということができているんじゃないかと。ですから、ここに書く必要はないかと思うんですけども、どこかで自慢げに言っていただいてもいいのかなという気はしているところです。

○竹内教育長 よろしいですか。ほかにご意見等がなければ、日程第1 教委議案第17号茅ヶ崎市教育基本計画（素案）について及び日程第2 教委議案第18号茅ヶ崎市教育基本計画（素案）のパブリックコメント実施についての以上2件は原案のとおり決定することではいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次の議題以降は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、関係部課長だけの出席とし、説明者を順次入れ替えて行うことといたします。

それでは、ここで事務局より先に事務連絡をお願いします。

〔事務連絡〕

○竹内教育長 それでは、関係部課長以外の皆様はご退席ください。

〔関係部課長を除き退席〕

○竹内教育長 続きまして、日程第3 教委報告第9号教育委員会市職員人事に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第3 教委報告第9号教育委員会市職員人事に関する専決処分について、教育総務課長よりご説明を申し上げます。議案書は6ページ及び7ページでございます。

教育委員会の発令につきまして、専決処分のご報告をさせていただきます。今回は、3月31日付の任期満了による解職発令が5件、4月1日付の兼務発令が2件となっております。

説明は以上でございます。よろしくご承認のほどお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。特にご意見等がなければ、日程第3 教委報告第9号教育委員会市職員人事に関する専決処分についての報告を承認することによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

次に、日程第4 教委報告第10号茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する専決処分について及び日程第5 教委報告第11号茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する専決処分についての2つは関連がありますので、一括して議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学務課長 日程第4 教委報告第10号茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する専決処分について及び日程第5 教委報告第11号茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する専決処分について、以上2件を一括して学務課長よりご説明いたします。本改正は、例年、国が年度末に行う改正に伴い、本市条例及び規則についても改正を実施するものでござい

す。資料につきましては、8ページから34ページまででございます。

本件につきましては、令和2年3月31日付政令第129号により政令の一部改正及び文部科学省告示第43号による政令施行規則の一部を改正されたことに伴い、本条例の学校医等に係る介護補償の額及び休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額及び規則の長期療養者の休業補償等に係る補償基礎額の最低限度額等及び遺族補償一時金等の計算における遺族補償年金等の額に乗ずる率の改正を行ったものでございます。

条例改正、規則改正とも急施を要したため、専決処分をさせていただきましたので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第5条第2項の規定に基づき報告し、承認をお願いするものでございます。

なお、条例の改正につきましては次の市議会に上程する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。特にご意見等がなければ日程第4 教委報告第10号茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する専決処分について及び日程第5 教委報告第11号茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則に関する専決処分についての報告を承認することによってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

次に、日程第6 教委報告第17号令和元年度教育費の補正予算に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学務課長 日程第6 教委報告第17号令和元年度教育費の補正に関する専決処分についての提案理由を学務課長よりご説明申し上げます。議案書その2、3ページの歳出をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、283万2000円の増額補正をするものでございます。この事業は、新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時休業に伴う学校給食休止に当たり、既に発注済みの食材等を小学校へ支払うため補正を要求するもので

ございます。また、年度内での事業完了が見込めないため、4ページの繰越明許費の補正を併せて追加するものでございます。

戻りまして、議案書その2、2ページをご覧ください。歳入としては、細節2特別交付税につきましては56万6000円を、細節7学校臨時休業対策費補助金につきましては212万4000円をそれぞれ増額補正するものでございます。

急施を要し、委員会を招集するいとまがなく、教育長において専決処分をさせていただきましたので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第5条第2項の規定に基づきご承認をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。特にご意見等がなければ、日程第6 教委報告第17号令和元年度教育費の補正予算に関する専決処分についての報告を承認することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

次に、日程第7 教委報告第12号行政文書の非公開決定処分に対する審査請求に関する採決についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育政策課長 日程第7 教委報告第12号行政文書の非公開決定処分に対する審査請求に関する裁決についてにつきまして教育政策課よりご報告いたします。議案書は35ページから46ページとなります。

本案は、行政文書の非公開決定処分に対する審査請求に関する採決について、別表に掲げる部分を非公開とした部分を取り消し、その他の部分に係る審査請求については、これを棄却すると裁決したので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第5条第1項の規定に基づき報告するものです。

本議案は、審査請求人が平成30年3月14日にいじめ重大事態に関する行政文書に対する情報公開を行ったところ、処分庁である学校教育指導課が非公開決定したことを不服として、同年7月13日に行政不服審査法に基づき、審査請求人が本件処分の取り消しを求める審査請求を行ったものとなります。審査庁は、同年9月26日に第三者機関となる茅ヶ崎市

情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行い、令和2年3月5日に同審査会から答申書が出ております。

本件審査請求の争点は、本件行政文書において非公開とした部分のうち、公開すべき部分が含まれているかです。審理関係人の主張については、議案書37ページの第2、審査請求人の主張の要旨及び議案書38ページの第3、実施機関の考え方をご覧ください。答申としては、処分庁である学校教育指導課が非公開とした行政文書の一部を公開すべきであるとの結論となっております。答申を踏まえ、審査庁である茅ヶ崎市教育委員会として、令和2年3月31日に裁決書の決定を行いました。主な内容につきましては、茅ヶ崎市情報公開条例第1条第1号及び第4号柱書を基に、当該行政文書のうち、関係者の氏名、イニシャル、性別、当時の状況、発言内容、個人の見解、心情等に関する部分は非公開とすべきで、議事録等の情報のうち、見出し、日時、場所等の会議に関する基本的な事項や今後の申合せなど一般的な内容は非公開に該当しないものであると判断をしております。したがって、本裁決においては、議案書46ページの別表に示す部分について、非公開とした部分の一部を取り消し、そのほかの部分に関する審査請求については棄却するとしております。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。特にご意見等がなければ、日程第7 教委報告第12号行政文書の非公開決定処分に対する審査請求に関する裁決についての報告を終了いたします。

続きまして、日程第8 教委報告第13号令和元年度障害のある児童生徒等の就学についての答申についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第8 教委報告第13号令和元年度障害のある児童生徒等の就学についての答申について、学校教育指導課長よりご説明いたします。

48ページをご覧ください。令和元年5月16日付教委議案第21号で諮問のありました令和元年度障害のある児童生徒等の就学について、茅ヶ崎市就学指導委員会委員長より答申がございましたことをご報告いたします。

49ページをご覧ください。茅ヶ崎市就学指導委員会といたしまして、令和2年度小学校入学予定者及び学年中途者、中学校入学予定者及び学年中途者、合わせて143名に対しま

して、通常学級30名、特別支援学級99名、特別支援学校知的障害教育部門 9 名、肢体不自由教育部門 5 名の判断を行いました。

ご報告は以上でございます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。特にご意見等がなければ、日程第 8 教委報告第13号令和元年度障害のある児童生徒等の就学についての答申についての報告を終了いたします。

次に、日程第 9 教委報告第14号茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分についてから日程第11 教委報告第16号茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分についてまでの以上 3 件は関連がありますので、一括して議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○香川公民館担当課長 日程第 9 教委報告第14号茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分についてから日程第11 教委報告第16号茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分についての以上 3 件につきまして、香川公民館担当課長より一括してご説明申し上げます。議案書は50ページから58ページです。

本件は、社会教育法第30条及び茅ヶ崎市立公民館条例第17条の規定に基づく小和田公民館、南湖公民館及び香川公民館の運営審議会委員の委嘱について専決処分をいたしたもので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第 5 条第 2 項の規定に基づき報告をし、承認をお願いするものでございます。

議案書51ページをご覧ください。小和田公民館運営審議会委員につきまして、令和 2 年 4 月 1 日付の人事異動に伴い、松浪小学校、安倍武雄教頭から松永昭治教頭に変更して委嘱するもので、任期につきましては令和 4 年 3 月31日までとなっております。

次に、議案書54ページをご覧ください。南湖公民館運営審議会委員につきまして、令和 2 年 4 月 1 日付の人事異動に伴い、西浜小学校、木村千裕教頭から新原徹也教頭に変更して委嘱するもので、任期につきましては令和 4 年 3 月31日までとなっております。

次に、議案書57ページをご覧ください。香川公民館運営審議会委員につきましては、令和 2 年 4 月 1 日付の人事異動に伴い、北陽中学校、丸山修一教頭から鈴木修司教頭に変更して委嘱するもので、任期につきましては、前任者の残任期間の令和 3 年 3 月31日までとなっております。

いずれの委嘱におきましても、教育委員会定例会にお諮りするいとまがございませんでしたので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第5条第2項の規定により専決処分いたしましたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくご承認のほどお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。特にご意見等がなければ、日程第9 教委報告第14号茅ヶ崎市公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分についてから日程第11 教委報告第16号茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分についてまでの以上3件につきましては、報告を承認することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

次に、日程第12 事務報告、令和2年第1回市議会定例会についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 令和2年第1回市議会定例会の概要につきまして、ご報告をさせていただきます。資料は議案書60ページ、令和2年第1回市議会定例会報告をご覧ください。

市議会定例会は令和2年2月26日から3月24日までの会期28日間で開催されました。2月26日から3月9日までの13日間におきまして施政方針演説、各提出議案の趣旨説明、総括質疑などがございました。3月10日から23日までは予算特別委員会及び各常任委員会、24日が本会議最終日という日程でございました。また、3月23日には教育委員の人事案件が審議され、承認されてございます。

本会議の総括質疑につきましては、10人の議員が質問に立ち、このうち教育委員会関連の質問として、ちがさき自民クラブの小島勝己議員のほか5人の議員から児童の交通安全対策や社会教育事業の充実などについて質問がございました。各議員の発言内容及び回答につきましては、議案書63ページから70ページのとおりとなっております。

以上が、令和2年第1回市議会定例会の概略についてのご報告でございます。よろしくお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○赤坂委員 70ページの一番下の質問で、「教育委員会として、各学校の取り組みや特色をどのように周知するかについて伺う。」という質問をされています。これに関して意見を一つ言います。

茅ヶ崎市教育委員会のホームページは、教育総務課が取りまとめてつくってあるのでしょうか。あれは素晴らしいですね。茅ヶ崎市教育委員会のホームページから、茅ヶ崎の各小学校、中学校のホームページを見に行くことができるわけです。それで各小学校、中学校の取組が分かるようになっております。各学校もよく頑張っていて、例えば浜須賀中学校さんなんかでしたら、休校措置の間に、先生方は一人一人、浜中日誌といって、子どもたちに言葉かけをされているんです。自宅学習のやり方とか、そういうのをずっと出してあります。各学校も頑張っているし、教育委員会としても、そういうホームページというのはしっかり立ち上げてやっていますので、教育委員会も十分に発信していると思います。ただ、多くの議員の皆さんや市民の皆様は、ホームページからいろいろな情報を出しているんですよということをご存じないんですね。ですから、そのことを我々教育委員会としては丁寧に、何度も何度も市民の皆さんが、こういうホームページから見ていただけないでしょうかということを書いていくことが必要だと思います。

○竹内教育長 ほかにいかがでしょうか。

○城田委員 67ページの図書館のご質問をされている件なんですけれども、1月にたまたま図書館を訪問させていただいて、中を見させてもらったんですけれども、大変お子さんもいらっしゃって、そういうスペースもあったりして、子どもの居場所というところも十分確保できているのかなというふうに思っております。質問された議員さんは、どういう意図でこういう質問をされたかよく分からないんですけれども、例えば大和の図書館ですと、スターバックスも入っていて、ペッパーくんがいたりとか、そんな図書館もありますけれども、茅ヶ崎の場合には、古い建物ではございますけれども、それなりに皆さん、職員の方々が工夫されてやっております。残念ながら、今、閉館になっていますけれども、開館した際には、在宅でお子さんたちは一生懸命、本を読んでいると思いますので、それをさらに加速させるためにも、この期間を利用して、再開されたときに、どういう図書館であつたらいいのかというのをぜひ考えて進めていただければと思います。

○竹内教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。特にご意見等がなければ、日程第12 事務報告を終了いたします。

ここで皆様にお諮りいたします。これ以降の議題は、予算に関する案件等でございます

ので、その性質上、非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議なしと認め、非公開といたします。

午後 3 時42分閉会